

事務連絡
令和3年1月8日

不動産関連団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和3年1月8日版)」について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、令和3年1月8日には緊急事態宣言が発令され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年1月7日変更)、以下「対処方針」という)において、事業者等の皆様におかれましては、改めて、業種別ガイドラインの徹底を図ることとされたところです。また、「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」において、寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイントが示されております。

今般、対処方針の改定等を踏まえ、「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和3年1月8日版)」を改訂いたしました。

貴職におかれましては、貴団体加盟の事業者にご周知いただくとともに、本ガイドラインを踏まえ、「三つの密」対策を徹底していただきますようお願いいたします。

以上